

3 三教教第82号
令和3年7月12日

三鷹市コミュニティ・スクール委員会長 様
三鷹市公立小・中学校長 様

三鷹市教育委員会
教育長 貝ノ瀬 滋
(公印省略)

学園・学校の管理運営における児童及び生徒の意見を尊重するための
教育委員会規則の改正について (通知)

学園・学校の管理運営において児童及び生徒の意見を十分尊重するため、別添1及び2のとおり教育委員会規則の一部改正を行いました。各学園・学校においては、これまでも様々な機会を通じて児童及び生徒の意見を聞く取り組みが行われているところと承知していますが、この度、改めて学校教育を受ける当事者である児童及び生徒の意見を十分に尊重し、これを踏まえた学園・学校づくりを一層推進するため、関係規則に所要の規定を整備しました。改正の内容及び留意事項は下記のとおりですので、十分に理解いただくとともに、コミュニティ・スクール委員会長におかれては所属委員に、小・中学校長におかれては所属職員への周知をお願いします。

記

第1 改正の概要

1 三鷹市公立学校の管理運営に関する規則の一部改正

校長及び職員は、その学校の管理運営に当たり、児童又は生徒の意見を十分尊重するため、児童又は生徒の意見を聞く機会を積極的に設けなければならないとしたこと。(第2条の2)

2 三鷹市小・中一貫教育校におけるコミュニティ・スクール委員会に関する規則の一部改正

(1) コミュニティ・スクール委員会は、協議の充実を図るとともに、児童及び生徒の意見を十分尊重するため、対象学園の児童及び生徒の意見を聞く機会を積極的に設けなければならないとしたこと。(第10条)

(2) 会長は、必要があるときは、学園長と協議のうえ、児童及び生徒、委員以外の教職員に会議の出席を求め、意見を聞くことができることを明記したこと。(第11条第6項)

3 施行期日

令和3年7月8日

第2 留意事項

1 各学校における児童又は生徒の意見を聞く機会について

(1) 学校において児童又は生徒の意見を聞く機会の設け方については、教育課

程の内外を問わず、多様な形態・方法が考えられることから、各学校において、これまでの取組も活かしながら工夫いただきたいこと。

- (2) 児童又は生徒が自らの学園・学校の運営等について考え、意見を述べることは、児童又は生徒の「人間力」と「社会力」の育成にも有用と考えられることから、コミュニティ・スクール委員会とも連携しながら、児童又は生徒の学びにおいても積極的に活用いただきたいこと。
- (3) 各学校長が作成する基本的な方針等については、各学校において児童又は生徒の意見も踏まえながら作成した上で、コミュニティ・スクール委員会の承認を得ることが望ましいこと。

2 各コミュニティ・スクール委員会における児童及び生徒の意見を聞く機会について

- (1) 各コミュニティ・スクール委員会においては、いわゆる「こども熟議」の実施や協議のテーマに応じて児童及び生徒の代表者に参加してもらったり、コミュニティ・スクール委員会の代表者と児童及び生徒の代表者の意見を聞いた上でコミュニティ・スクール委員会において報告したりするなど、児童及び生徒の意見を聞く機会の設け方については、多様な形態・方法が考えられることから、これまでの取組も活かしながら工夫いただきたいこと。
- (2) 三鷹市小・中一貫教育校におけるコミュニティ・スクール委員会に関する規則第10条における「児童及び生徒の意見」とは、対象学園の児童及び生徒の意見の総体を指すものであるから、特定の学校の児童又は生徒の意見に偏ることのないよう十分留意いただきたいこと。ただし、協議の内容等に応じて、必ずしも一度に学園を構成する全ての学校の児童及び生徒の意見を聞くことを求めるものではないこと。
- (3) 三鷹市小・中一貫教育校におけるコミュニティ・スクール委員会に関する規則第11条第6項の規定により、児童及び生徒にコミュニティ・スクール委員会への出席を求める場合には、同規則第12条第1項により会議が公開となっていることから、傍聴希望者がいる場合には保護者の了承を得たり、必要に応じて会議を非公開とするなど必要な配慮を講じていただきたいこと。